

第一次審査書類に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例) 第1	1	(1)						
1	募集要項	2	第1	5	2	(1)			施設数の変更	本市の都合等により変更となる場合があるとの記載がありますが、具体的にどの様なケースを想定されていますでしょうか。また、施設変更により生じた追加費用は、貴市に負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当該記載内容は、施工時期の変更について可能性があることを示すものであり、事業期間中における対象施設数の変更はありません。各年度における実施施設数が増減となるケースとしては、実施時期（年度）に緊急工事が発生し、やむをえず実施時期（年度）を変更しなければならない場合等を想定しています。当該変更により発生する費用負担については、その内容により異なるため、協議により決定します。
2	募集要項	7	第1	6	3	(2)			太陽光発電設備完成時の支払い	令和9年度以前に竣工した場合、支払いは前倒し頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	補助金の支払いは令和9年度になりますので、支払いの前倒しはできません。施設の竣工も令和9年度中である必要がありますので、スケジュールをご検討ください。
3	募集要項	7	第1	6	3	(2)			太陽光発電設備完成時の支払い	提案から施工まで期間が空く場合、物価変動のリスクや太陽光発電設備の仕様変更（提案時の商材が販売中止等）が懸念されます。そのため、出来る限り早期の施工を検討しておりますが、令和9年度の竣工を貴市より指定され、支払いの前倒しが不可であった場合、物価変動のリスク等は貴市に負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市有施設太陽光発電導入（PPA）事業に係る物価リスクについては、別添資料4に示すとおり事業者負担を原則としております。なお、要求水準書13ページ「1.4. 事業費用」の「ケ」に記載しているように、物価の著しい変動があった場合には、単価の見直しに関する協議を求めることができるものとしています。
4	募集要項	10	第2	2	1	(2)	iv		協定書の締結	本項目に基づき、「様式Ⅱ-6」および「様式Ⅱ-7」の締結が必要と認識しておりますが、業務分担および責任範囲等が定まっておれば、片一方のみの協定書締結でも問題ございませんでしょうか。	コンソーシアムで応募するにあたり、各構成企業の業務分担及び責任範囲等を明確にするために全構成企業が当事者となる「様式Ⅱ-6」に準じたコンソーシアム協定書を締結し提出してください。この協定書は、必ず提出していただく必要があります。また、コンソーシアムの構成企業が、各事業の一部（市有施設照明設備改良事業の建設工事（想定））を実施するために共同企業体を組成する場合は、「様式Ⅱ-7」に準じた共同企業体協定書を締結して提出してください。共同企業体を組成せずに各事業を実施する応募者は、この協定書の提出は必要ありません。
5	募集要項	14	第2	2	2	(2)	①		設計業務担当の企業	施工業務と工事監理業務は同一企業の実施不可とあるが、設計業務は同一企業での実施で問題ございませんでしょうか。	施工業務と設計業務、または工事監理業務と設計業務を同一企業で実施することは差し支えありません。
6	募集要項	14	第2	2	2	(2)	②	i	履行実績	「本事業と同種・類似事業」とあるが、同項目（）内記載の内容を満たしていれば問題ございませんでしょうか。例えば、民間施設における50kW以上のPPA事業等を想定しています	差し支えありません。
7	募集要項	14	第2	2	2	(2)	②	ii	一級建築士	一級建築士は外部委託での手配を想定しておりますが、費用等の積算前であり、現時点では発注先が決定していない状況です。第一次審査は今後の調整として申請をしても問題ないでしょうか。	配置予定の一級建築士は必ず記載してください。ただし、外部委託により一級建築士を配置する場合、当該委託契約締結前である等の事情により配置予定の一級建築士の情報を記載及び書類を添付することができないときは、企業名・所在地の欄に委託契約締結予定企業の情報を記載の上、別途委託契約締結前である等の事情を記載した書類（任意様式）をもって仮確認とさせていただきます。その場合、本市より当該企業への確認の連絡を行う可能性があります。また、提案書の受付締切（11月22日正午）までに、一級建築士の情報（氏名・保有資格・企業名・所属・役職・所在地・経歴年数）及び必要書類（保有資格を証する書類の写し）の提出がなければ、要件を満たさないため失格とします。なお、市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業については、本市との契約締結後から竣工までの期間が長いことから、やむを得ない事情等により、配置予定の一級建築士を変更することを認めます。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例) 第1	1	(1)						
8	募集要項	14	第2	2	2	(2)	③	ii	電力の供給実績	28,000,000キロワット時（年間）の供給実績は、複数施設の供給実績の合算値でも問題ないでしょうか。	電力調達の供給実績は、同一年度であれば、複数施設の供給実績の合算値で問題ありません。
9	募集要項	14	第2	2	2	(2)	③	ii	電力の供給実績	官公庁の電力供給実績は過去にさかのぼって実績を提示しても問題ないでしょうか。	差し支えありません。
10	募集要項	15	第2	2	5				再委託の禁止	PPA事業等は構成企業（小売電気事業者）だけでの対応が出来ないため、施工企業との連携を考えています。本市の承諾を受けた場合はこの限りではないとありますが、具体的にどの様に貴市の承諾を受ければよいかが教示ください。	再委託の承諾を受ける場合は、契約締結後、再委託を行う前に、受注者から再委託承諾申請書の提出を受けて、発注者が再委託承諾通知書を交付することにより行うこととなります。 なお、再委託を承諾する場合においては、公共工事における一括再請負の禁止に係る国通知を参考としており、実質的な関与の部分（履行計画の作成、履行進捗状況の管理、品質・安全管理※、市との協議・調整等）については再委託できませんのでご留意ください。 ※PPA事業においては、小売電気事業者が対象であることから、実質的な関与の部分については、これに準じて判断する。
11	募集要項	15	第2	2	2.5			f	再委託等の禁止	当社のPPA事業では、グループ会社に業務の一部の再委託を予定している。再委託先の承諾については、事業者決定後でよろしいでしょうか。	No. 10のとおり。
12	募集要項	17	第2	4	2	(2)			現地確認	現地確認について、施工企業の選定が未実施であり、提示されたスケジュールでは対応が出来ない状況です。第一次審査終了後に再度現地確認を実施いただくことは可能でしょうか。	一次審査後に現地確認期間は設けていません。
13	募集要項	19	第2	4	2	(5)	③		提出部数	提案書はリングファイルとの指定があるが、参加表明及び一次審査の書類提出はファイル種類の指定なしの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	募集要項	22	第3	1					提出書類の内容	提出部数は、5部（正本：1部、副本4部）とあるが、様式集7項2, 4, (3), 6)データの提出には、第一次審査に関する提出書類及び第二次審査に関する提出書類については、各情報がすべて保存されているDVD-R等の電子媒体を2部提出すること。となっていますがどちらが正しいでしょうか。	参加表明書及び第一次審査に関する提出書類を提出する際には、5部（正本：1部、副本4部）と第一次審査に関する提出書類を収めたDVD-R等の電子媒体を2部を提出してください。 第二次審査に関する提出書類を提出する際には、10部（正本：1部、副本9部）と第二次審査に関する提出書類を収めたDVD-R等の電子媒体を2部を提出してください。
15	募集要項	22	第3	1					副本	副本については、正本の内容をそのままコピーし準備しても問題ございませんでしょうか。	差し支えありません。
16	募集要項	22	第3	1					提出書類の内容	副本とは正本のコピーとの認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
17	要求水準書	2	第1	7					部分引渡し時の支払い	施設ごとに～に部分引渡しをすることを原則としますが、支払いも引渡しごとに頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	12	第3	1	1	(3)			対象施設の追加	3施設以外の施設を対象とした提案が可能とありますが、対象の3施設は提案必須として、提案上限額の範囲内で、その他施設においても提案者より自由提案が可能との認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1	1	(1)						
19	要求水準書	12	第3	1	1	(3)			対象施設の追加	3施設以外の提案可否確認するため、別途の現場確認や図面提供をお願いする事は可能でしょうか。	提案可否確認のために図面の提供を希望される場合は、第二次審査の書類に関する質問（期間：令和6年10月8日～10月25日午後5時まで）として、提案を検討する具体的な施設の名称と図面等の提供を希望する旨をご記載いただければ可能な範囲で個別に提供します。また、追加施設の提案に伴う現場確認については、図面等の提供と同様に希望日時（11月1日以降）をご記載いただければ、可能な範囲で調整します。 この場合、質問の内容が応募者の提案内容に係るものであるため、当該質問及び回答については質問者のみに回答を行い、公表は行いません。
20	要求水準書	16	第3	4	カ				移設時の対応	移設に伴うPPA設備の運転停止期間は事業期間に含まれないものとありますが、仮に半年間発電停止した場合、事業終了期間を半年間延長するという意味合いでしょうか。	当該箇所において、「運転停止期間が長期間にわたる場合は協議するものとする。」と記載しているのとおり、協議により対応を決定します。
21	要求水準書	21	第4	3	イ				環境価値の移転量の確認	契約における電力供給が終了後翌月10日までにとありますが、事業期間の終了時（5年後）の認識で相違ございませんでしょうか。	提出は、毎年度行ってください。
22	様式集	34	様式Ⅱ	11					元請け実績・参加資格要件①を証する書類	参加資格要件①の実績について、発注者名や施工場所等、第3者の個人情報に関連する情報は伏せて記載しても問題ございませんでしょうか。また、契約書等の証憑についても、該当部分を黒塗り等で加工の上での提出を考えております。	個人情報や契約上提示が難しい部分については、黒塗り等の処理をしていただいて構いません。ただし、元請実績や要件を確認するために必要な情報（発注者の区分（公共・民間）、金額、規模など）については、分かるようにしてご提出ください。
23	様式集	34	様式Ⅱ-11						PPA事業者の参加資格要件に関する調書	「（注1）市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業を担当する企業はすべて本様式を作成してください。」とあるが、PPA事業を担当する企業とは、貴市との契約締結を行う事業者のみで良く、再委託先、協力企業（下請企業等）は不要という理解で合っておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	様式集 様式Ⅱ-12	35・36	No.	3.4					提出書類の確認	実績を有することを証する書類は、必ずしも契約書である必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	参加資格要件②に示す予定使用電力量と同量の電力供給の実績が証明できるもの、及び、官公庁発注による電力供給の実績が証明できるものであれば必ずしも契約書である必要はありません。